

JAF公認

2020年 地方カート選手権 FS-125部門 本庄サーキットカートシリーズ

2020年 本庄サーキット ROK SHIFTER カートシリーズ

2020年 本庄サーキット カートシリーズ

## 特別規則書 (草案)

### 公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則に準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則及びその付則、2020年日本カート選手権規定(FS-125部門/FP-3部門)、2020年本庄サーキットカートシリーズ共通規則、SL規則及び本競技会特別規則書に従い、JAF公認競技として開催される。

### 第1章 総則

#### 第1条 競技会名称

2020年 地方選手権 本庄サーキット FS-125 カートシリーズ  
2020年 本庄サーキット ROK SHIFTER カートシリーズ  
2020年 本庄サーキット カートシリーズ

#### 第2条 競技の種目、クラス区分と格式

種目	クラス区分	タイトル	格式
スプリントレース	FS-125	地方カート選手権コースシリーズ	準国内
スプリントレース	ROK SHIFTER	本庄サーキットカートシリーズ	制限付き
スプリントレース	ミニ60	本庄サーキットカートシリーズ	クローズド
スプリントレース	YAMAHA SS	本庄サーキットカートシリーズ	クローズド(SL認定)
スプリントレース	YAMAHA スーパーSS	本庄サーキットカートシリーズ	クローズド(SL認定)
スプリントレース	YAMAHA カデットオープン	本庄サーキットカートシリーズ	クローズド(SL認定)
スプリントレース	YAMAHA TIA	本庄サーキットカートシリーズ	クローズド(SL認定)
スプリントレース	YAMAHA TIA Jr	本庄サーキットカートシリーズ	クローズド(SL認定)
スプリントレース	レンタル		クローズド

#### 第3条 開催日・開催場所

開催日 第1戦 3月8日 第2戦 6月7日 第3戦 8月2日 第4戦 11月22日  
参加受付確認・公式車検・公式練習・タイムトライアル・予選ヒート・決勝ヒート  
開催場所 本庄サーキット(1128m : 右回り)  
埼玉県本庄市児玉町高柳883  
JAFコース公認1105-12

#### 第4条 オーガナイザー

主催 チームケービーエフ  
住所 〒336-0923 埼玉県さいたま市緑区大間木1666-1  
電話 048-874-8041

共催 有限会社セーフティパーク本庄  
住所 〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883  
電話 0495-72-9611

#### 第5条 大会組織委員会

組織委員長 高野 進一  
組織委員 高野 直美  
組織委員 高野 健太

#### 第6条 大会審査委員会

審査委員長 和田 修  
審査委員

#### 第7条 大会競技役員

競技長 照井 文之  
副競技長 高野 健太  
コース委員長 大澤 俊允  
計時委員長 蟻川内 誠  
技術委員長 山崎 勇  
救急委員長 高野 直美  
事務局長 浅見 真吾

#### 第8条 大会事務局

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883  
有限会社セーフティパーク本庄 本庄カートシリーズ事務局  
TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

第9条 カテゴリー表

クラス	格式	エンジン機種	シャーシ	最低重量	ドライタイヤ	レインタイヤ	参加資格 ライセンス
FS-125	準国内	2020全日本カート選手権 統一規則に準ずる					
ROK SHIFTER	制限付き	VORTEX ROK-SHIFTER	「JAF国内 カート競技 車両規則」 に合致した シャーシ/ フレーム	175kg	BS YLR	BS YLP	JAFライセンスB以上 (15歳以上)
MINI 60 GAZELLE	クローズド	IAME GAZELLE 60	CIK-FIK公 認または JAF 登録フレーム	110kg	DL SL-J	DL SLW2	JAFライセンスジュニアB以上 またはSL会員 (当該年度8歳以上)
YAMAHA SS	クローズド	SLO車両規定に準ずる	SLO車両規 定に準ずる	145kg	BS SL17	BS SL94	S L カ ー ト ミ ー テ ィ ン グ 規 定 に 準 ず る
YAMAHA スーパーSS	クローズド	SLO車両規定に準ずる	SLO車両規 定に準ずる	150kg	BS SL17	BS SL94	
YAMAHA ガジェットオープン	クローズド	SLO車両規定に準ずる	SLO車両規 定に準ずる	110kg	YH SL-J	YH SL03	
YAMAHA TIA	クローズド	SLO車両規定に準ずる	SLO車両規 定に準ずる	140kg	DL SL-FD	DL SL-W2	
YAMAHA TIA Jr	クローズド	SLO車両規定に準ずる	SLO車両規 定に準ずる	130kg			
レンタル	クローズド						

## 第10条 レース距離(時間)

決勝ヒート	FS-125	17周	19.176Km
	FP-3	17周	19.176Km
	ROK SHIFTER	15周	16.92Km
	GAZELL Mini 60	15周	16.92Km
	YAMAHA SS	15周	16.92Km
	YAMAHA スーパーSS	15周	16.92Km
	YAMAHA カデットオープン	15周	16.92Km
	YAMAHA TIA	15周	16.92Km
	YAMAHA TIA Jr	15周	16.92Km
	レンタル	15周	16.92Km

## 第11条 決勝出走台数

全クラス34台

## 第12条 参加申込

### 1) 受付期間

開催日	申込開始日	申込締切日
第1戦 3月8日(日)	2月8日(土)	2月26日(水)
第2戦 6月7日(日)	5月8日(金)	5月27日(水)
第3戦 8月2日(日)	7月3日(金)	7月22日(水)
第4戦 11月22日(日)	10月23日(金)	11月11日(水)

所定の申込書類に必要事項を記入して、署名捺印の上、参加料を添えて現金書留にて郵送もしくは持参すること。

### 2) 受理または拒否の通知の発送日

大会開催の5日前に発送する。

### 3) 申込先

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883  
有限会社セーフティパーク本庄 本庄カートシリーズ事務局  
TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

### 4) 登録内容の変更

ドライバーおよび車両登録内容の変更は下記の期日までとする。

ドライバー：受理書発送まで

車両：当日の選手参加受付確認まで

タイヤ：エントリー締め切りまで

### 5) タイムスケジュール

公式通知にて発表する。

### 6) 公式通知掲示板の場所

公式通知は、大会事務局に隣接した掲示板

## 第13条 参加費及びピット要員登録料

### 1) 参加費

FS-125	15,000円/名(昼食・見舞金・消費税込み)
ROK SHIFTER	12,000円/名(昼食・見舞金・消費税込み)
GAZELL Mini60	11,000円/名(昼食・見舞金・消費税込み) エンジンレンタル料 ¥18,000円(消費税込)
YAMAHA SS	11,000円/名(昼食・見舞金・消費税込み)
YAMAHA スーパーSS	
YAMAHA カデットオープン	
YAMAHA TIA	
YAMAHA TIA Jr	
レンタル	

### 2) ピット要員登録料

登録料2,000円/人(昼食・見舞金・消費税込)

①ピット要員登録は2名までとする。

②登録できるピット要員の年齢は16歳以上とする。

### 3) GAZELL Mini60エンジンデリバリーについて

①開催日の前日にオーガナイザーによって AM8:00~ 抽選にて配布されるワンメーカーエンジン。

②配布エンジンが故障、破損等した場合は競技会審査委員会の承認のもとに以下を条件にい競技会1回変更(交換)することができる。なお、変更(交換)の申請は、各ヒート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。変更(交換)による再登録料は、18,000円とする。

## 第14条 成績及び賞典

公式通知にて発表する。

## 第15条 負傷時の指定病院

児玉中央病院  
〒367-0212 埼玉県本庄市児玉町児玉南3-3-1  
TEL:0495-72-0030  
本庄サーキットから車で約8分

## 第2章 参加車両規定

### 第16条 エンジン登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両登録申告書に登録済みのものとする。  
登録個数は以下の通り。

クラス	エンジン	シャシー	タイヤ
FS-125、ROK SHIFTER、 ミニ60、YAMAHA SS、YAMAHA スーパー-SS、 YAMAHA カデットオープン、YAMAHA TIA、 YAMAHA TIA Jr	1台	1台	ドライ1セット レイン1セット

使用できるウェットタイヤは1セットとするが、審査委員会が認めた場合のみ全員がもう1セット使用できる。  
バースト等が発生した場合、技術委員長の許可を受けて当該の1本のみ交換する事が可能。

※2、登録エンジンが故障、破損等した場合には、技術員長の承認のもと交換することができる  
(レース中1回のみ)その際、車検場に保管される。

交換したエンジンに戻す事は認められない。なお、交換に伴うペナルティは下記の通り。

公式練習後：TT時のタイム抹消。

TT後：予選グリッド最後尾(TT結果は残る)。

予選後：決勝グリッド最後尾(予選結果は残る)。

※複数名の場合、最も遅く申告したものを最後尾とする。

### 第17条 車両検査

- 1)「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」に基づき車両検査が行われる。  
この際、規則に不適合な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する凝議が生じた場合は旗の提示を受ける場合がある。  
また、車両検査にて違反等が発見されない場合でも、技術委員は車両の疑義についていかなる場合も検査をする資格を有する。
- 2)車検時においてエンジンへの封印又はマーキングが施される。
- 3)車両検査において登録、封印又はマーキングされたエンジンを技術委員長の承認のもと当該クラスの公式予選開始までに変更することは認められる。  
但し、変更手続きによる公式予選出走の遅れは認められない。
- 4)車両検査の日時および場所は公式通知にて公示される。
- 5)ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」を適用し車両検査時において技術委員の点検を受けるものとする。レーシングスーツは皮製またはCIK/FIA公認またはJAF公認レーシングカートの着用が義務付けられる。
- 6)「JAF国内カート競技規則 競技会運営に関する規定」に基づきレース終了後、計量ならびに再車検が行なわれる。

### 第18条 カート

全てのクラスは、本規則書に規定するエンジンを搭載し、「JAF 国内カート競技車両規則」第2章一般規定に合致する車両とし、以下の規定を満たすこと。

- 1) ブレーキはフットペダルによって両方のリアホイールに同時かつ有効に作動しなければならない。  
フロントブレーキについては下記条件に該当するクラスのみ使用を認める。

それ以外のクラスでの使用を認めない。

- ・フロントブレーキはROK SHIFTERクラスのみ装着を認める。
- ・フロントハンドブレーキはオーガナイザーが認めた者のみ使用可能(事前申告を義務)。
- ・アンチロック装置はすべて認めない。

- 2) ラジエターを使用するカートには、ラジエターに有効なキャッチタンク取り付けを義務とする。  
温度調整をするためのテープ貼り付けは禁止とする

- 3) 競技ナンバーは年間固定とする。

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第28条に従って前後およびサイドボックス両側面に取り付けること。  
競技ナンバーはクラス別に指定されている色を取り付けなければならない。

また、前方後方、側方から明瞭に識別できなくてはならない。  
計時委員長が判断し、ナンバーの取替えを指示された場合は、直ちに取替えなくてはならない。  
※前後プレートは 20～22cm 角、サイドボックスは 15cm 角。  
字体は幅2cmの字画で最小高15cm。  
ゼッケン装着場所は全部で4ヶ所とする。  
上記の字体を参考に、各自で用意する事。

- 4) バンパーの取り付け方法は「JAF 国内カート競技車両規則」第7条に従ったものとする。
  - ・全クラス、リアプロテクション必備となる。
  - ・如何なる状況下においても、リアプロテクションはリアホイール水平面からはみ出てはならない。
  - ・強度が落ちると判断される改造を禁止する。
- 5) フロントフェアリングは「JAF 国内カート競技車両規則(第9条、P200～206 参照)」に従い取り付けること。  
<取付推奨> Y-Cadet Open、SS-jr、Y-SS、Y-Super SS については推奨となる。
- 6) サイドボックスは全車両に義務付けられる。  
取り付け方法は「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第9条に従うこと。  
改造不可(外部スターター用の穴は除く)。  
注) 全車輪をまっすぐに向けた状態で、タイヤは必ずカウル類から外に出ていること。  
後輪はサイドボックスとリアプロテクションより外に出ている事。
- 7) フェンダー、ホイールガード、ストーンガード及びキャブレターガード等に類するものは一切禁止とする。  
但し、雨天のキャブレターガード及び吸気音低減を目的としたインレットサイレンサーはこの限りではない。
- 8) チェーンガードは必備とし、取り付け方法及び形状については「JAF国内カート競技車両規則」第12条に従うこと。
- 9) 排気装置については「JAF国内カート競技車両規則」第22条に従うこと。
- 10) 音量規定については「JAF国内カート競技車両規則」第23条に従うこと。
- 11) 燃料については「JAF 国内カート競技車両規則」第 25 条に従うこと。石油会社が一般販売しているもののみとし、一切の添加物の使用を認めない。予告なく検査される場合があるので、その際には指示に従う事。
- 12) タイヤは如何なる場合もグルーピング、およびタイヤトリートメントを含む一切の加工は禁止される。使用するタイヤには各自、車両ゼッケンを記入しなければならない。
- 13) 最低重量を満たすためにバラストを搭載する場合、全て固刑材料を用い直径最小6mm、少なくとも2本のボルトを用いてシャシー、またはシートに取り付けられなければならない。

## 第19条 自動計測器(MYLAPS)

- 1)参加者は出走時までにこの装置を取り付けなければならない。取付を拒否した場合は出走を認めない。取付場所は主催より指定される。
- 2)<ポンダーレンタル>  
計測器破損は、破損、紛失など如何なる場合、理由に関わらず、50,000 円(税込)をオーガナイザーへ支払う事となる。  
貸出した自動計測器に計測不良がおきたと判断された場合、交換に応じる。
- 3)計測装置の配付は選手受付時に行い、返却については決勝ヒート終了後、大会事務局で行うものとする。(予選不通過車両は当該ヒート終了後1時間以内とする)  
競技終了後、すみやかに受付に返却する事。返却忘れなどは弁償と同様とする。  
※高価な計測装置につき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 第20条 車載カメラ

- 1)記録された映像は、レースの競技判定には使用されない。
- 2)記録された映像は個人利用の範囲とし、営業や広報宣伝活動等の使用は認められない。
- 3)車載カメラの取付は車両にのみ許可される。取付場所や方法について、運営より指摘があった場合、必ず直す事。それが認められない場合、使用を許可しない。
  - ・シートの高さ以上への設置は不可。サイドボックスやバンパーの内側に収める事。
  - ・くれぐれもカメラの取付器具(マウント)などが、突起しないように注意する事。
  - ・ヘルメット及び服装、身体への取付は認められない。
- 4)競技長より映像の提出を求められた場合、協力する事。
- 5)『車載カメラ』として一般販売されているカメラの使用は認めるが、その他の携帯電話やカメラ、カムコーダなどの端末の使用を認めない。
- 6)車載カメラで撮影された映像、音声などの全ての映像権、肖像権などの権利は原則として本庄サーキットに預託される。

### 第3章 競技に関する事項

#### 第21条 プリーフィング

参加全ドライバーは、プリーフィングの出席確認書にドライバー直筆の署名を行い、プリーフィングに出席しなければならない。プリーフィングに出席しなかったドライバーのレースへの出走は認めない。プリーフィング中のエンジンの暖気は禁止とする。

#### 第22条 公式練習

1)「JAF国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定」に基づき8分間の公式練習を行う。公式練習の参加は義務とする。  
ただし、ピットに着きエンジンがかからない場合、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる  
※注意:カデットオープンクラスはコース上で停止した時に車両から降りて動かす事は出来ない。  
ドライバーが乗車状態の復帰のみ可能とする。ヒート時も上記に準じ先頭車両が当該車両位置を通過した時点で再スタートは不可となる。当該車両はオフィシャルの指示により撤去が行われる。  
2)各クラス、参加台数が34台を超える場合は、2グループ以上に分けて行う。  
グループ分けは選手受付の際、抽選により決定し公式通知にて発表され、抽選結果に基づいたグループで走行を行う。

#### 第23条 タイムトライアル

1) 全クラスとも参加する全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、次ヒート最後尾スタートとなる。  
2) 5分以上のタイムアタック時間を設け、その時間内でのベストラップを採用する。  
ただし、ベストラップが同タイムだった場合はセカンドタイムを採用する。更に同タイムとなってしまった場合、サードラップ以降のタイムを採用する。  
3) 当該クラスが24台を越えた場合、グループ分けを行う。グループ分けはゼッケン順に前半、後半とし、各グループの最小ゼッケン者の抽選により出走順を決定する。  
グリッドはグループに関わらずタイム順に決定する。  
天候の急変により、一方のグループのトップタイムが他方のトップタイムの102%を越えた場合は最速タイムを出したグループを IN 側、もう一方のグループを OUT 側とし、各グループの順位はタイム順により決定される。  
4) その他の方法で行う場合は公式通達に示す。

#### 第24条 レースの方法

予選 1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

#### 第25条 予選・決勝ヒート最大グリッド数

34台とする。ただし、主催者の判断により決勝進出台数を制限する場合がある。

#### 第26条 予選ヒート

予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果による。

#### 第27条 決勝ヒート

予選を通過したドライバーのみで行う。グリッドポジションは予選の結果順とする。

#### 第28条 予選・決勝スタート

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第28条(2)ローリングに基づき、ローリングスタートとし、次の事項が適用される。  
1) スタートの合図は灯火信号(または国旗)によって行われる。  
2) スタートが合図される前に、約1周のフォーメーションラップを行う。フォーメーションラップ中のドライバーは2列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。  
スタートライン 25m手前に引かれたイエローラインを超えるまで、2列隊列は速度を保たなくてはならない。  
3) フォーメーションが整いイエローライン前に加速をしていないと判断した場合、信号を消灯(国旗の場合は振動提示)してスタートの合図を行う。  
更に1周行われる場合には点灯し続ける(消灯しない)。  
4) フォーメーションラップ中のドライバーはオーガナイザーが定める区間での追越し及び割り込みは禁止され、これを違反したものは当該ヒート失格となる。  
5) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は白・黒旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は、赤旗でグリッドに停止後、最後尾に繰り下げられる場合がある。  
6) フォーメーションラップ中にピットインした場合は、最後尾につかなければならない。  
隊列から遅れた者が列の前に出て待つような行為をしてはならない。

- 7) フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れたものには、白地に赤バツテンのボードを提示する場合がある。提示されたドライバーはそれに従い最後尾につかなくてはならない(ミススタートになった場合も解消はされない)。
- 8) フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止とする。
- 9) スタート時、フォーメーションラップ中に隊列から外れた者のポジションへ、他の者が入ってはいけない。
- 10) スタート時にフライング(不正スタート)があった場合ペナルティを課す。
- 11) スタート後、先頭のカーが1周するまでにスタートラインを超えないカーは、そのヒートを出走することは出来ない。

## <ROK-SHIFTERクラス>

- 1) 信号燈によるスタンディングスタートとする。
- 2) ピットロードよりグリッドへの試走を1周しスターティンググリッドにつく。グリッドへの試走に参加出来ない場合は、ピットロードからオフィシャルの指示によりフォーメーションラップへ参加する事ができる。スタートは、最後尾グリッドより行うものとする。
- 3) 全車グリッドについた時点でグリーンフラッグにより1周のフォーメーションラップを行う。フォーメーションラップスタートの際、エンジnstールをした車両については全車フォーメーションラップスタート後に自力でエンジンを始動しスタートする。この場合も正規グリッドに戻る事は禁止され、最後尾グリッドよりスタートする事とする。また、フォーメーションラップ中にスタート順序の位置を保てなかった車両も最後尾グリッドよりスタートする事とする。万が一その車両が赤ライト(4灯)の点灯するまでに停車していない場合、コース上で走行可能であれば、低スピード(徐行)でピットに戻りピットスタートを行う事が出来る。
- 4) フォーメーションラップ終了後、再度全車グリッドについた時点で赤ライト(4灯)が点灯し、3秒以上5秒以内に赤ライト(8灯)が消灯しスタートとなる。
- 5) フォーメーションラップを行う事が出来なかった車両についてはピットスタートとなる。
- 6) スタートのできないドライバーは、両手を頭上に高く挙げ後方のドライバーに知らせなければならない。
- 7) フォーメーションラップ終了後にスターティンググリッドに着いた際、問題がある場合は下記の処置をとる。
  - (1) 赤ライト(4灯)が点灯していない場合は、赤旗が示され「START DELAYED(スタート遅延)」ボードがスタートライン上に提示される。
  - (2) 赤ライト点灯後の場合は、[赤ライト(4灯)は点灯したまま]「START DELAYED(スタート遅延)」ボードがスタートライン上に提示される。
  - (3) 前記(1)および(2)いずれの場合においても全車両のエンジンは切られスタート手順はフォーメーションラップの時点から再開されレース周回数は1周減算される。
  - (4) 「START DELAYED(スタート遅延)」の原因となったドライバーは、最後尾グリッドよりスタートするものとする。原因となったドライバーが複数の場合、グリッド順に配列される。
  - (5) スターティンググリッド最後列の車両がスタート不能になった場合(1)～(3)は適用されない。
- 8) フォーメーションラップ及びスタートができなかったドライバーは全車スタート後ストレート上ピット側白線の内側に車両を移動し自力でスタートする事ができる。この時、押しがけが許されるのは電光掲示板横の位置までとし、エンジンがかからない場合は、ピットロードに車両を移動しメカニックの援助によりスタートする事ができる。但し、コースインについてはオフィシャルの指示に従うものとする。
- 9) 不正スタート(フライング)があった場合には、競技長は、その旨を大会審査委員会に報告する。同委員会は不正スタートをしたドライバーに対しペナルティを科すことができる。
- 10) フォーメーションラップ終了後にスターティンググリッドに着いた際、グリッドライン(コの字)内にフロントフェアリング及びその一部が収まっていない状態からスタートを行った場合、ペナルティの対象となる場合がある。
- 11) 「START DELAYED(スタート遅延)」は2回までとし、3回目のスタートでストールした車両はコース外に排除され、スタートが行われる。ストールした車両は全車スタート後に自力によるスタートを行なう事が出来る。ただし、トップ車両が最終コーナーのガードレールにさしかかった時点でスタート不可となる。その場合、ストールした車両は速やかにコース外へ移動する。
- 12) 上記スタート手順に変更がある場合は、公式通知にて公示する。

## 第31条 危険回避の義務

- 1) 全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければならない。
- 2) 予選・決勝ヒートにおいてコース上で停止し、先頭集団がコースを1周する間に自力で再スタートができない場合は、車両をコース外の安全な場所に移動すること。その際、各ヒートが終了するまで当該ドライバーは、ヘルメットを着用したままその場を離れてはならない。
- 3) ドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断した場合、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合がある。その際、当該ドライバーがコース内に復帰することは認められない。

- 4)ピットからコースインする車両は、ピットレーンでは十分に速度を落として走行すること。
- 5)カデットオープンクラスはコース上で停止した場合に車両から降りて動かす事は出来ない。ドライバー乗車状態での復帰のみを可能とする。ヒート中も上記内容に準じ先頭車両が当該車両位置を通過した時点で再スタートは不可となる。そのとき、オフィシャルによって安全な場所に車両を移動する場合があるが、その際には当該ドライバーがコース内に復帰することは認められない。
- 6) 公式練習を含めレース中コース上に停止した場合、後続車が来ていない場合に限り再スタートができる。この場合、最低限の方向転換は認められる。後続車が来ているにもかかわらず再スタートした場合、危険行為としてペナルティを科す。
- 7) 競技中コースは常に先行車を優先とし、追い越しをするものは前方の車両の走行を妨害してはならず、また前方の車両は、後続の車両の進路を妨害してはならない。危険な走行はペナルティの対象となる。
- 8) ROK-SHIFTERクラスは各ヒート中に、コース上に停止しカートから降車する場合はギヤ(変速機)をニュートラルにする事。

### 第32条 信号機

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従う。

### 第33条 給油

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第19条に従う。

※レース中の給油は禁止とする。

### 第34条 レース終了

- 1) レース着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。

### 第35条 レースの中断

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第9章第35条に従う
- 2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。
- 3) ピットロードで作業中の車両に対しても上記 2)が適用される。グリッド上に戻れない車両については、ピットロードスタートとなり最後尾につくものとする。
- 4) グリッド上での作業、および燃料の補給は禁止される。

### 第36条 レース中断の結果

- 1) レースが 60%終了している場合、レースは成立とみなされ、赤旗提示前の周回時点の、終了順序で結果が決定される。
- 2) 予選では、最初に参加していた全てのドライバーが再スタートに参加可能。
- 3) 決勝では、中断する前の周にフィニッシュラインを越えたドライバーだけが再スタートに参加できる。

### 第37条 完走

チェッカーフラッグに関係なく規定周回数の 1/2 以上を完了していること。

### 第38条 順位の設定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。

- 1) 完走者(チェッカーを受けたドライバー)  
(本規則第34条を満たしているが、チェッカーを受けていないドライバー)
- 2) 未完走者  
※ 同周回数の場合はその周回を先に完了(フィニッシュラインを先に通過)したドライバーを優先する。

### 第39条 車両保管および再車両検査

- 1) 決勝レース終了後、所定の場所にて車両保管および再車両検査を行う。
- 2) 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とする。保管中は技術委員の指示があるまでは、保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 技術委員の許可がない限り、工具を車両保管所に持ち込むことは禁止される。
- 4) 車両保管解除後、車両を参加者が速やかに引き上げなくてはならない。
- 5) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行う権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことは出来ない。
- 6) 本条項の検査に応じない場合は失格とする
- 7) 上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティが課せられる。
- 8) レース中にオレンジボールの提示がなかった場合でも失格の対象となる。



#### 第40条 ピット要員およびパドック

- 1) ピット内及びピット前作業エリアにて作業できるのは、当該クラスに出場しているドライバーとそのピット要員のみとする。
- 2) ピット要員の行為については「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第18条に基づき、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピット要員による規則違反は、当該ドライバーに対して黒旗の指示となることがある。
- 3) パドックエリアにおいて火気及び発火物の使用は禁止される。消火器の携帯を義務づける。消火器は4型(重量1.2kg)以上、使用期限有効なもの。

#### 第41条 コース復帰およびリタイア

- 1) 公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップ含む)にコース上で停止した場合、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。
- 2) 公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップ含む)にリタイアしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動すると共に、コースオフィシャルの指示に従い、そのヒートが終了するまで「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第11条で規定される装備一式を着用したまま、車両から離れてはいけない。
- 3) YAMAHAカデットオープンのドライバーは、公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップ含む)にスピン等で車両が停止した際、カートから降りてコースに復帰する行為を認めない。乗った状態でコースに復帰できる場合のみ復帰を認める。

#### 第42条 審判員

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」第9章に基づく。判定事項は本大会特別規則に関する事項とする。
- 2) 審判員の氏名は公式プログラムもしくは、公式通知で示される。

### 第4章 抗議に関する事項

#### 第43条 抗議

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」第13章に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2) 抗議提出の制限時間  
技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする。  
競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。  
競技の成績に関する抗議はその発表後30分以内とする。
- 3) 抗議料は格式に関係なく JAF 規定料金(¥22,000-(税込み))とする。

### 第5章 成績および賞典に関する事項

#### 第44条 成績および賞典

- 1) 決勝の順位によって決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる(未成年者は保護者にも可能)
- 3) 賞典、および参加台数による表彰対象者数の制限は以下の通りとする。  
順位 賞典 参加台数  
1位 正賞+副賞 3台~4台  
2位 正賞+副賞 5台~9台  
3位 正賞+副賞 5台~9台  
4位 正賞+副賞 10台~13台  
5位 正賞+副賞 14台~16台  
6位 正賞+副賞 17台~

#### 第45条 シリーズ

- 1) シリーズ成立の条件と対象者
    - ・全4戦中3戦以上でシリーズ成立とし、有効は3戦とする。
    - ・シリーズポイントは完走者に与えられる。未完走者、失格者には与えられない。
    - ・シリーズ有効ポイントの合計が同ポイントだった場合の優先順位は次の通りとする。
      - ① 上位入賞回数が多い者(1~10位)
      - ② 出場回数が多い者
      - ③ 最終戦の上位入賞者
      - ④ 最終戦に近いレースでの成績が上位の者
- ※上記で決まらない場合は組織委員会が決定する。これに抗議することはできない。

#### 第46条 シリーズ賞典

- 1) 有効戦数とポイント
  - a. 有効戦数は4戦中3戦以上の出場者で有効ポイント戦数は3戦とする。
  - b. ポイントは第6章13条に規定された完走者のみに与えられるとし20位までとする。
  - c. シリーズ有効ポイントの合計が同ポイントの場合は、以下の通り決定する。
    - ① 最上位入賞回数が多い者
    - ② 完走回数が多い者
    - ③ 最終戦の上位入賞者
    - ④ -1第5戦(最終戦はポイントを1.5倍とする)。

## ポイント表

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1位	20	6位	15	11位	10	16位	5
2位	19	7位	14	12位	9	17位	4
3位	18	8位	13	13位	8	18位	3
4位	17	9位	12	14位	7	19位	2
		10位	11	15位	6	20位	1

## 第6章 ペナルティに関する事項

### 第47条 ペナルティ

ペナルティは次の項目とする。運用/適用については『全日本カート選手権統一規則書』を基調とする。

- 1) 警告…その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 2) 罰金…成績に対するペナルティ迄に至らない程度の違反に適用される。
- 3) タイムペナルティ…タイムアタック中に発生した違反行為に適用される。
- 4) ラップペナルティ…失格にならない程度の違反に適用される。
- 5) 失格…次の反則行為に課せられる。
  - a) 規則に反してまたは不当に得たアドバンテージ
  - b) 故意に自己または他人の安全を省みることなく行う危険行為
  - c) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。
  - d) 与えられたフラッグサインの無視
- 1) エントリーの遅れ(オーガナイザーが認めた場合、但し2日前まで)  
⇒遅延賠償(事務手数料¥2,000-)
- 2) 当日受付の確認の遅れ(オーガナイザーが認めた場合、但し公式練習まで)  
⇒遅延賠償(事務局手数料)
- 3) 車検の遅れ(オーガナイザーが認めた場合、但し公式練習まで)  
⇒遅延賠償(事務局手数料)
- 4) ドライバースブリーフィング欠席または遅刻。  
⇒欠席…出場不可 遅刻…遅延賠償(事務手数料)
- 5) 重量違反  
⇒当該タイムトライアル、ヒート等の失格
- 6) 燃料違反  
⇒レース失格
- 7) 服装違反(車検時に判明した場合)ヘルメット/スーツ/グローブ/シューズなどの装備品。  
⇒着順から3位下(3つ下)の順位とする。
- 8) 各ヒート終了時に国内カート競技規則に定める必備の部品が脱落の場合。  
⇒当該ヒート失格(ただし、後方ナンバープレートを除く)
- 9) 公式練習に参加しなかった場合。  
⇒レース除外。
- 10) フォーメーションラップ中の指定区間での追越し、割込み違反。  
⇒当該ヒート失格。
- 11) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合(警告旗の後)。  
⇒嚴重注意。警告旗の後、再度行った場合、着順から3位下(3つ下)の順位。  
同行為をフロントローが繰り返した場合。  
⇒赤旗中断後、最後尾に繰り下げ、再スタート。
- 12) スタート時のフライング(警告旗またはミススタート旗の後)  
⇒1周減算
- 13) スタートのホワイトライン(コリドライン)違反。  
⇒着順から3位下(3つ下)の順位。
- 14) プッシング、幅寄せ、極度のブロッキング(警告旗の後)。  
⇒着順から3位下(3つ下)の順位。  
同行為が著しい場合。  
⇒当該ヒート失格
- 15) ショートカットとなるコースアウト。  
⇒1周減算、公式練習時の場合はTT失格(ノータイム)。
- 16) 黄旗時の追い抜き(公式練習、タイムトライアル)。  
⇒タイムトライアルの結果に4秒加算。
- 17) 黄旗時の追い抜き(予選ヒート、決勝ヒート)。  
⇒1周減算。
- 18) 黒旗の無視。  
⇒レース失格。
- 19) オレンジディスクのある黒旗の無視。  
⇒当該ヒート失格。

- 20) レース中のコース内での他者の援助(メカニックの立ち入り援助を含む)。  
⇒当該ヒート失格。公式練習の場合はタイムトライアルに4秒加算。
- 21) 工具携帯走行。  
⇒レース失格。
- 22) ピットロード徐行違反。  
⇒当該ヒート失格。
- 23) 指定エリア(ピット、パドック)以外で作業した場合。  
⇒当該ヒート失格。
- 24) ピット要員のオフィシャル指示に対する違反。  
⇒当該ドライバーのレース失格。
- 25) エンジン始動・作動違反。  
⇒警告または罰金。
- 26) コース上に停止し、コース委員の指示に従わなかった場合、または後続車両通過前に再スタートした場合。  
⇒1周減算。
- 27) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠ったものに対しては、ペナルティが課せられることがある。  
・コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上に高く上げる。  
・ピットイン、ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。  
・ミススタート旗が示された場合は、各自片手を頭上に上げ、スピードダウンし、もとのローリングポジションに戻るものとする。
- 28) 競技選手や運営スタッフを含む他者に対して、暴言/暴力行為。  
⇒レース失格(以後のヒートも含む)。
- 29) これらを含み、その他のペナルティについては、特別規則書または公式通知等にて通知、もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課される。審査委員会は状況に応じて罰則を軽減したり強化したりできる。
- 30) 公式練習およびタイムトライアルを除き、チェッカー後フィニッシュラインを通過したカートのフロントフェアリングが正しい装着状態でなかった場合。  
⇒タイムペナルティ 5 秒加算。(FS-125、ROK SHIFTERに限る)
- 31) フロントフェアリング装着に関する不正行為。  
⇒レース失格。(FS-125、ROK SHIFTERに限る)
- 32) 上記 30)31)に関しては 2015-2020 の CIK-FIA 公認フロントフェアリング取付キットの使用を義務付けされたクラスに限る(FS-125、ROK SHIFTERに限る)。

## 第7章 その他の一般事項

### 第48条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピット要員を選択、あるいは拒否することができる。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 3) やむを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録、または変更について許可することができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピット要員およびその参加車両の音声、写真、映像、報道、放送、出版などに関する権限を有しており、この権限を第三者が使用する事に対して許可することができる。

### 第49条 大会の延期および中止

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第 6 条に基づき、オーガナイザーは大会組織委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止することができる。大会の全部を中止あるいは 24 時間以上延期する場合、参加料は事務手数料(¥1,000-)を除き全額返還される。

なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

### 第50条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両およびその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の保障の責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザーおよび大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承してはならない。
- 3) レース場の施設破損時の保険(クラッシュ共済)に任意で加入する事が出来る。  
※1口1,000円で破損物25,000円まで補償 最大6口まで加入可。  
※必ず走行前に加入してください。走行後の加入は不可。

## 第51条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名(サイン)しなければならない。

## 第52条 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については事務局あてに質疑申し立てができる。この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

## 第53条 特別規則の発行

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。その内容は本庄サーキットの特別規則書にて発表される。

[http://www.klk.co.jp/kart\\_event.html](http://www.klk.co.jp/kart_event.html)

## 第54条 ピット・パドック、駐車エリア使用に関して

- 1) ピット・パドックは火気厳禁。タバコ等の火気を取り扱わないこと。タバコは指定された場所でのみお願いします。
- 2) 場内で出たゴミは、自身で持ち帰り、責任を持って処分すること。
- 3) 競技車両のエンジン始動は暖気エリアにて行うこと。
- 4) 駐車場の場所取りは禁止。物が置いてあった場合は、通行や駐車のため妨げとなるので、撤去する。これについての抗議は一切受け付けない。
- 5) ピット・パドック、およびサーキット場内での暴力や暴言など、道徳的に反している行為については厳重注意、もしくは罰金となる場合がある。さらに同行為が著しいと判断された場合、レース失格となる場合がある

## 第8章 保険に関する事項

### 第55条 保険

オーガナイザーの付保する保険とは別に、ドライバー1,000万円、ピット要員500万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。

大会事務局が付保する障害保険の内容及び保険金支払方法保険金額は、被保険者1名について以下の通りとする。

**ドライバー保険金額＝3,000,000円**

**ピット要員保険金額＝3,000,000円**

#### 1) 死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われる。

#### 2) 後遺症障害保険

事故の日から180日以内に身体の一部を無くしたり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて下記記載割合にて保険金額が支払われる。

- a. 終身自由が行なうことが出来ない場合＝100%
- b. 両眼が見えなくなった場合＝100%
- c. 腕又は足の関節より上部を無くした場合＝60%
- d. 両耳が聞こえなくなった場合＝80%
- e. 咀嚼又は言語の機能を無くした場合＝100%
- f. 片目が見えなくなった場合＝60%
- g. 鼻を無くした場合＝3～35%
- h. 片手の親指の指関節より上部を無くした場合＝20%
- i. 方耳が聞こえなくなった場合＝30%
- j. 方耳を無くした場合＝3～10%
- k. 足の親指を無くした場合＝10%
- l. 親指以外の手の指を1本無くした場合＝10%
- m. 親指以外の足の指を1本無くした場合＝5%
- n. 前述の各項に該当しない後遺症障害については、保険加入者の職業、年齢、性別に関係無く身体の完全が棄損された程度に応じ、かつ前述各項の区分に応じて3～100%以内で保険金が支払われる。

#### 3) 入院保険金

事故により障害を被り、その結果として平常の業務に従事すること、又は平常の生活が出来なくなり、かつ入院した場合は1日につき1,500円が支払われる。

#### 4) その他の規定

- a. 医療保険金の支払いは、事故から180日で打ち切られる。
- b. 事故による障害について、後遺症障害と重ねて支払われる場合は、その合算額を支払う。
- c. 健康保険、労災保険、その他給付に関係なく支払われる。

#### 5) 保険金請求時の必要書類

- a. 全治したときの治療証明書⇒障害事故の場合
- b. 死亡診断書及び戸籍抄本⇒死亡事故の場合
- c. 大会事務局の事故証明書⇒障害、死亡ともに

## クラス別車両規則

### 第56条 SUPER SSクラス/YAMAHA SSクラス/カデットオープンクラス

#### 1) エンジン

- ① エンジンは日本国内仕様のヤマハKT100SDもしくはKT100SCまたはKT100SEC(セル付)とし改造は一切禁止され市販状態とする。但し、カーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。※14歳(中学2年生)以下はSECに限定とし、15歳(中学3年生)以上はSLクラッチのみの装着可
- ② 使用できるエンジン型式は次のとおりとする。(7YA/7YB/7YD/7YE/7YF/7YT/7YU)
- ③ シリンダーヘッドはYAMAHA浮文字があり、改造防止のフライス加工を追加したものに限る。
- ④ シリンダーボディは、ドライブ側に「7ET」とマグネット側に「Y3またはY4」の浮き文字がなければならない。
- ⑤ スキッシュエリアの規定を採用する。
- ⑥ シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットに穴(車検時の封印用)をそれぞれに一つ施さなければならない。

#### 2) ピストン

使用できるピストンは下記部品番号のものとする。

- 787-1163※-16(または06)
- 787-1163※-15(または05)
- 787-1163※-14(または04)
- 787-1163※-13(または03) 7YG(FP用)、J67(SP用)

#### 3) ピストンピン

使用できるピストンピンは下記部品番号のものとする。

- 131-11633-00
  - J67-11633-00
- また、7YGピストン、J67ピストン、787-1163※-13(または03)のピストンと、新ピストンピン JS-11633-00の組み合わせは不可とする。

#### 4) キャブレター

WB3A、WB21、WB33とし無改造とする。

ジョイントキャブレター、マニホールド、使用できるジョイントエアクリーナーは下記部品番号のものとし、無改造とする。

##### ① ジョイントキャブレター

■SUPER SS/YAMAHA SS:

787-13586-01(黒色)

■カデットオープン:

7YU-13586-09

##### ② マニホールド:

7YA-13585-00

##### ③ ジョイントエアクリーナー:ヤマハ純正品:

7YF-14453-03

#### 5) 排気系統

エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーの改造は一切禁止され市販状態とする。

##### ① マフラー:ヤマハ純正品

7YA-14701-00-98マフラーコンプリートと7YA-14750-0009

サイレンサーアッセンブリーの組み合わせとする。

##### ② エキゾーストパイプ:ヤマハ純正品

7YT-14610-00か7YU-14610-00のいずれかとし、排気センサーの

取付けが可となり、センサーを取り付けるための溶接は認められる。

なお、エキゾーストガスカートおよびジャバラは純正部品以外の使用が認められる。

但し、ジャバラは内径に変化のあるものおよび整流板などが取り付けられたものの使用は禁止する。

#### 6) フロントブレーキ:

フロントブレーキは禁止とする。

#### 7) CIK-FIA公認(登録)の吸気消音器又は、ヤマハ純正吸気消音器を必備とする。

尚、吸気消音器本体(取付部品を除く)の改造は禁止され、吸気孔の1つの穴の大きさはφ23mm以下とする。

#### 8) ネックガード

小学生は装着義務付けとし、一般市販品でメーカーは自由とする。

9) タイヤ

YAMAHA SS/SUPER SS: (株)ブリヂストン(DRY/SL17 WET/SL94)

カデットオープン: 横浜ゴム(株) (DRY/SL-J[ADJ]WET/SL-03)

10) ゼッケン

SUPER SS・YAMAHA SS・カデットオープン: 赤色台紙に白文字

11) ドライバーの服装は装備の一部と見なされ車検の対象となる。

競技を安全に行なう目的にCIK/JAF公認実績のあるレーシングカートスーツの着用が義務づけられる。

※ 共通、個別規定に記載されている以外の規定については

「2020 SLカートミーティング車両規定」に準ずる。

・カデットオープン タイロッドについて

→ 変更可能とする。

・YAMAHA-SS SUPER-SS ドライ(ウェット)ホイール幅について

→ タイヤを付けた最大幅 F: 135mm R: 215mm

※ 年度途中にSLカートスポーツ機構より変更等が出た場合、その内容に準ずる。

## 第57条 ROK-SHIFTERクラス

1) エンジン

① VORTEX ROK-SHIFTERとし、一切の変更・改造は禁止される。

② 最大気筒容積 125cc (ヘッドスキュー1.15mm以上)

2) キャブレター

キャブレターは純正デロルト VSH30 で変更、改造は一切認められない。

281(1656540)スライド 40

280(853033)スライドニール K98

283(12539268)スプレーノズル DP268

284(621760)スタージェット 60

285(1053201)アイドルジェット ンサーCDI 45 -60

286(1299560)アイドルジェット 60

294(1576003)フローGR. 4

296(8649250)ニードル バKIT250

以上の部品番号を指定とする。

※但し 287(6413160)メインジェットの交換及び279(9596211)

スライドニールクリップ位置は自由とする。

3) 点火系統

コイルはNo105 456 54/A/18に限る

4) 燃料ポンプ

DELL 'ORTOフェールポンプ、code11023とする。

5) 燃料供給 システム

フューエルタンクとキャブレター間のフューエルポンプ1個が唯一認められたシステムとする。

如何なるメカニカルマニュアル、電子システム、また他機器の使用は認められない。

フューエルホース(リターン)間に如何なるパーツ(ホースジョイント・コック等)、

または同様なパーツの使用認められない。フューエルフィルターは1個のみ使用が認められる。

(フューエルタンク、ポンプ、キャブレター間)

6) マフラー

純正品以外で加工及び改造は禁止する。SHIFTERマフラー部品番号(10920/SHF)

エキゾーストベント部品番号(10914/SHF)

7) キャッチタンク

次の箇所にそれぞれキャッチタンク装着を義務付ける。

ラジエターオーバーフローパイプ・クランクケースブリーザーパイプ・

フューエルタンクブリーザーパイプ・キャブレターオーバーフローパイプ

8) インレットサイレンサー

ARROW TYPU“E”のみで吸気消音器本体改造は禁止。チューブ内径は29mm以下

9) エンジオイル

PETRONAS ROKLUBE DTFエンジンオイルに限る、混合比は自由。

10) タイヤ  
ブリジストン(株)(DRY ブリジストン(株)(DRY / YLR WET / YLP)

11) ゼッケン  
黒色台紙に白文字

## 第58条 地方カート選手権 FS-125/X30部門

### 1) エンジン

(1) IAME Parilla X30(クラッチ、電気系統を含む)とし改造・変更は一切認められない。全ての部品、取付けは工場出荷時の状態から変更は認められない。

(2) シリンダー改造は一切認められず、シリンダーヘッド上面にJAPまたはJPNの文字刻印があるものに限る。シリンダーヘッドナットに穴(車検時封印用)を施す。

(3) シリンダーガスケットは下記のX30メーカー純正品で下記の部品番号のものに限る。

- ・シリンダーG/K 部品番号 EBP-125045 0.4mm
- ・シリンダーG/K 部品番号 EBP-125046 0.2mm
- ・シリンダーG/K 部品番号 EBP-125047 0.1mm

(4) リードペダルはメーカー純正グラスファイバー製0.3mm(X3011840 IAME刻印あり)に限る。メーカー純正オプションのカーボン製(F-11840-C/F-11841-C)は使用禁止とする。

(6) クラッチドラム、クラッチベアリング、クラッチオーリング、クラッチシューはX30純正部品の下記の部品番号使用に限る。

#### 【部品番号】

クラッチドラム X30125550A

クラッチベアリング B-55598

クラッチオーリング A-60565

クラッチシュー X30125840又はX30125841

スターターギア X30125830又はX30125831

(6) ドライブsprocketは、#219チェーンサイズ用に限る

(7) 純正エンジンパーツ以外の使用が認められるパーツは下記とする。

オイルシール・ドライブsprocket・スモールエンドベアリング・ビッグエンドベアリング・サークリップ・  
バランスシャフトベアリング6005/6202・ボルト・ナット・ワッシャー・コンロッドワッシャー

※ケースベアリングはボールベアリングタイプのみとする。

#### 【燃焼室の測定について】

燃焼室の最小容積は9.7cc以上とし、付則No.1による測定方法とする。

スキッシュは0.9mm以上とする。測定方法はプラグホールから1.5mmのハンダを挿入しシリンダー面に直角方向にセットしクランクシャフトを1回転させ潰れたハンダの厚みを計測。

### 2) キャブレター規定

(1) キャブレターはX30純正部品のTryton HB27C(ベンチュリーの最大径26mm以下)又はTILLOTSON HW-27A(ベンチュリーの最大径27mm以下)のみ使用可能とし、改造は一切認められない。

(2) 純正エンジンパーツ以外の使用が認められるパーツは下記のものとする

メタルダイアフラム・ポンプダイアフラム・ダイアフラムガスケット・インレットニードル&ガスケット・  
メタリングレバー・メタリングレバーピン・インレットスプリング・ストレーナカバー・  
ストレーナカバーガスケット・ストレーナスクリーン・ニードルスクリーオーリング

(3) インテークサイレンサーは部品番号10743-C1またはX30125740の純正品のみを使用可能とし、エアフィルターを備えたラバージョイントは必備とする。

### 3) マフラー

(1) 使用できる純正マフラー(マフラーキャップを含む)及び取附属品は、下記の部品番号製品のみとする。

ワンピースマフラー 部品番号X30125715

エキゾストマニホールド 部品番号X30125370

エキゾストスペーサー 部品番号X30125375

エキゾストスタットボルト 部品番号X30125355

※エキゾストガスケット・スペーサーの使用数は各1枚とし、装着を義務とする。

#### 4)ラジエーターパーツ

- (1)純正品とし、無改造とし、ラジエーター本体と取付ステーは下記に限る。  
X30標準ラジエーター350mm\*198mm(T-8000A)  
X30純正オプションラジエーター410mm×198mm(T-8000B)  
X30純正オプションラジエーターサポートKIT(T-8135-C)  
※但し補助ステーおよびフレーム本体への取付ステーは銘柄を自由とする。
- (2)ウォーターポンプ、プーリーはメーカー純正部品に限る。  
(3)サーモスタットは純正部品の使用に限る。  
(4)サーモスタットの脱着は自由とする。  
(5)メーカー純正以外でみとめられる部品は下記のものとする。

ラジエーターホース・ウォーターポンプベルト(リング)・ ウォーターポンプインナーパーツ(オイルシール、ベアリング)
--

#### 5)電気系統

- (1)改造は一切禁止する。  
(2)コントロールユニットはREVリミット15500RPMのものに限る。  
【部品番号】  
X30125930  
(3)バッテリーの搭載方法は、シャシーフレームの周辺、またはフロアに設置する。  
(4)バッテリーボックスは銘柄自由とする。  
(5)バッテリー搭載クランプは強固に固定できるものであれば銘柄自由とする。  
(6)プラグは一般市販状態のネジ山長19mm以下のものに限る。  
プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更は禁止する。  
(7)以下の電装パーツはX30純正部品の使用に限る。  
【部品番号】  
ワイヤーハーネス  
X30125935-C 又はX30125935D-C  
イグニッションSELETTTRA  
X30125950 又はX30125952  
スターターリレー  
X30125941 又はIFE-05200  
ケーブルハーネスアダプター  
2012-2013変換用 X301259939  
(8)純正以外で認められる部品は以下のものとする。  
バッテリー・プラグ・プラグキャップ・コイルアースケーブル

#### 6)タイヤ

(株)ブリヂストン (DRY/ DR15 YPC WET/YPP)

#### 7)フロントブレーキ

フロントブレーキの使用は禁止とする。

#### 8)ゼッケン

:黄色台紙に黒文字